

第1 監査の対象

消防本部(消防総務課、消防救急課、予防課、通信指令課、消防署、東出張所、西出張所、南出張所、北出張所、高蔵寺出張所)

第2 監査の期間

令和6年9月3日から令和6年11月29日まで

第3 監査の方法

令和5年度における財務に関する事務などが、法令等に基づき適正かつ効率的、効果的に行われているかについて、春日井市監査基準に準拠し、関係書類等の抽出調査、関係職員からの説明聴取を行うとともに、必要な事項については実地調査を行った。

また、本監査の重点項目及び主な着眼点について、次のとおり設定した。

1 重点項目

(1) 収入に関する事務

ア 調定、徴収、減免等は、根拠となる法令等に適合しているか。

イ 現金等の受領、管理は適正に行われているか。

(2) 契約に関する事務

ア 契約の方法は、適正な理由により選択されているか。

イ 随意契約による場合、競争性、透明性は確保されているか。

ウ 契約金額、契約目的及び履行の期限その他契約の内容は適切か。

2 主な着眼点

(1) 収入に関する事務

ア 滞納状況の把握、記録は適切に行われているか。

イ 督促等の手続は適時、かつ適正に行われているか。

(2) 支出に関する事務

ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

イ 補助金は交付目的に合致し、手続は根拠となる法令等に適合しているか。

(3) 契約に関する事務

ア 契約の履行及びその確認は、適切に行われているか。

(4) 財産管理等に関する事務

ア 財産は適切に維持管理され、有効に使用されているか。

イ 行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。

ウ 庶務事務は適正に行われているか。

(5) 指定管理に関する事務

ア 指定管理者の指定は、根拠となる法令等に適合しているか。

イ 管理業務計画の履行及びその確認は、適切に行われているか。

第4 監査の結果

消防本部の所管する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。